

A 病院歯科

平成 26 年 11 月 12 日

実施時間：不明

派遣職員 2 名（うち 1 名歯科衛生士）

あまりいつもと変わったことはありませんが、ニュースになった、タービン、コントラ類の滅菌は、指摘事項（まだ義務ではないが）の 1 つであるようです。

- ・ 滅菌、消毒の手順
- ・ タービン、コントラの滅菌
- ・ サホライドクリーナーはあるか？ 劇薬のもの
- ・ 歯間ブラシ、歯ブラシの使いまわしはしていないか。
- ・ インプラント時のグローブは滅菌しているものか
- ・ リーマーボックスの液は定期的に交換しているか。
- ・ リキャップはしていないか。
- ・ 浸麻は冷蔵庫保管しているか。
- ・ 問診表は 2 年に 1 回新しく書いてもらう
- ・ フィルムバッジの結果は
- ・ 各書類のチェック

B 歯科

平成 26 年 2 月 19 日

実施時間：13 時 30 分～14 時

派遣職員：不明

調査項目

- ・ 事前に送られた書類の「立入検査項目」に従って行われました

注意事項

- ・ 工業用アルコールは「劇薬」であるので、施錠できる場所に保管すること
- ・ 物置に「感染性廃棄物」と「診療用器材」を一緒に保管しない事
- ・ レントゲン室入り口に「使用中（撮影中）」の札を設置すること
- ・ 自院の「医療機能報告」をダウンロードして、待合室に置く事
- ・ 従業員の健康診断をする事

（昨年度は肝炎ワクチンの接種を行ったので、それで良いかと思っていたのですが、胸部レントゲン等 決められた健診が必要と指摘されました）

感想 いくら準備していても、何か注意されますが、概ね、良心的な監査でした。

C 歯科

平成 26 年 2 月 19 日

実施時間：14 時 40 分～終わり不明

派遣職員：不明

14 時 20 分ごろ一度来られたのですが、診療中だったためか遠慮され出直されて予定通りの 14 時 40 分から始まりました。

- ・ 作成しておくべき書類は、もらさず求められ目をとおしていました。
- ・ カルテは 1, 2 枚のみです。
- ・ 以前のように引き出しを勝手にチェックするようなことはありません。

今回ひとつ指摘されたことですが、

・毎年度末(2月)に義務づけられている医療機能報告の内容を項目ごとにプリントアウトし、(掲示まではせずともよいが)ファイリングをして、待合室等で患者が自院の情報を閲覧できるようにしておかなくてはならない・・・のだそうです。初めて知りました。

D 歯科

平成 26 年 2 月 7 日

実施時間：10 時～10 時 30 分

派遣職員：4 名(歯科衛生士 1

を含む)

・指摘項目

水質検査、漏洩検査、健康診断等、実施間隔の厳守

・前回の医療監視で指摘された改善事項の確認

E 歯科

平成 26 年 2 月 実施日不明

実施時間：不明

派遣職員：4

- ・指摘は受けますがあくまでも教育的で意地の悪い指摘はありません。
- ・カルテも出して下さいと私に促し、ボックスには手も触れませんでした。一二枚それ様に用意しておかれれば問題ない、と感じました。
- ・医療機能報告は C 歯科と同様の指摘を受けました。
- ・レントゲン室の使用中の表示がなかったためその指摘を受けた
- ・劇物と劇薬は異なる保管法で、劇物は鍵のかかる保管所が必要との指摘

F 歯科

平成 26 年 2 月 6 日

実施時間：14 時 35 分～14 時 50 分(14 時 40 分～15 時 40 分の予定)

派遣職員：4 名(歯科衛生士 1

を含む)

- ・無床診療所管理票、放射線自主管理票、医療従事者名簿を提出
- ・立入検査の主な項目に書かれている各種書類の点検チェック
- ・診療所内の見回り(医療廃棄物の保管場所チェック、技工室・レントゲン室のチェック)
- ・カルテチェック、衛生士業務記録簿のチェックはそれぞれ 1 枚のみ

越野とグローバルの契約書を用意していなかったので、後日ファックスで送ってくださいと言われて点検は終了しました。

とても簡単な点検で短時間で終わりました。

G 歯科

平成 25 年 2 月 6 日

実施時間：14 時 40 分～15 時 10 分

派遣職員：2

(歯科衛生士なし)

- ・ 歯科医師、従業員の資格確認
- ・ レントゲンの装置の場所
- ・ 放射線漏洩の結果
- ・ 産業廃棄物、感染性廃棄物の保管場所の確認
- ・ 各所の劇薬等管理マークの確認
- ・ 薬剤の保管の様子
- ・ ガスの管理 (笑気ガスと酸素)
- ・ 一日の来院患者の人数、ガラスバッジとその結果
- ・ 従業員の健康診断の確認
- ・ 年間一回の飲料水の水質検査

などでこれまでのルーティンと同じかと思えます。

以下2点ほど注意されました。

- ・ 感染性廃棄物の外の保管の場所では60 x 60センチ大の表示が必要。
- ・ 飲料水では年に一回検査を受けてくださいとのこと。

その他

★放射線管理者の健康診断のようなもの

問診、皮膚診、血液診断 (ちょこっただけしか見てないので記憶が曖昧かもしれません。) などの5項目の審査です。このことについてはその場で聞き流してしらっと他人事のような顔をしておきました。そのまま過ぎ去ることを祈っております。